

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月6日
【中間会計期間】	第15期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
【会社名】	ロードスターキャピタル株式会社
【英訳名】	Loadstar Capital K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩野 達志
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座一丁目9番13号
【電話番号】	03-6630-6690
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 川畑 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目9番13号
【電話番号】	03-6630-6690
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 川畑 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 中間連結会計期間	第15期 中間連結会計期間	第14期
会計期間		自2025年 1月 1日 至2025年 6月30日	自2026年 1月 1日 至2026年 6月30日	自2025年 1月 1日 至2025年12月31日
売上高	(百万円)	20,797	28,293	44,633
経常利益	(百万円)	6,889	7,061	12,239
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	4,528	4,589	7,976
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	4,494	4,604	7,930
純資産額	(百万円)	29,161	36,240	32,943
総資産額	(百万円)	123,199	131,775	124,068
1株当たり中間(当期)純利益 金額	(円)	227.78	226.58	399.63
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額	(円)	223.34	223.83	392.23
自己資本比率	(%)	23.16	27.08	26.13
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△10,696	△2,611	△2,632
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1	△149	△1,057
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,085	4,042	5,626
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(百万円)	12,040	15,870	14,589

- (注)1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は2026年7月1日付で普通株式1株につき、普通株式0.2株の割合にて当社保有の自己株式を無償で割り当てています。第14期(2025年12月期)の期首に当該株式割当が行われたと仮定して、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

イ. 経営成績の概況

当中間連結会計期間は堅調な不動産マーケットを背景として、売上高は28,293百万円(前年同期比36.0%増)、営業利益は7,887百万円(同4.5%増)となりました。また、利上げに備えて締結していた金利スワップ契約の評価益99百万円や支払利息749百万円等により、経常利益は7,061百万円(同2.5%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は4,589百万円(同1.3%増)となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別売上高

	2025年12月期 中間連結会計期間	2026年12月期 中間連結会計期間	前年同期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
コーポレートファンディング事業(不動産投資)	16,300	23,460	43.9
コーポレートファンディング事業(不動産賃貸)	1,655	1,826	10.4
コーポレートファンディング事業(ホテル運営)	2,111	2,103	△0.4
アセットマネジメント事業	331	450	35.9
クラウドファンディング事業	387	441	13.9
その他事業	12	11	△4.8
合計	20,797	28,293	36.0

a. コーポレートファンディング事業

i. 不動産投資事業

東京都内のオフィスビル2物件を売却した結果、不動産投資売上は23,460百万円(前年同期比43.9%増)となりました。

ii. 不動産賃貸事業

上記2物件を売却しましたが、新たに東京都内のオフィスビルを含む5物件を取得いたしました。その結果、不動産賃貸売上は1,826百万円(同10.4%増)となりました。

iii. ホテル運営事業

ホテル運営売上は概ね計画どおりに進捗した結果2,103百万円となりました。

b. アセットマネジメント事業

新規案件の受託及び既存受託資産の運用、並びに一部売却を行った結果、アセットマネジメント事業売上は450百万円(同35.9%増)となりました。なお、当中間連結会計期間末現在における受託資産残高(AUM)は、1,400億円超となっております(連結子会社からの受託資産(HIRAMATSU HOTELS)を含む)。

c. クラウドファンディング事業

当中間連結会計期間において、総額8,013百万円(同24.3%増)の融資を実行した一方、総計5,707百万円の償還がありました。その結果、クラウドファンディング事業に係る営業貸付金残高は11,578百万円(前連結会計年度末比24.9%増)となり、クラウドファンディング事業の売上は441百万円(前年同期比13.9%増)となりました。

ロ. 不動産市況の概況

当社グループが属する不動産及び不動産金融業界、特にB to Bのオフィス不動産マーケットは、三鬼商事(株)のオフィスビル市況(2026年6月時点)によれば、都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)の既存オフィスビルの空室率は1.80%、坪当たり平均賃料は22,712円と堅調に推移しております。

東京のオフィスビル売買市場においては需要が高い状況にあります。これは、諸外国に比べて国内金利が低いことや地政学リスクが高くないことなどが要因と考えられますが、日銀の利上げ動向及び米国の政策動向等が不動産マーケットに与える影響を見極めながら事業を進めてまいります。

ホテルマーケットにおいては、観光庁公表の宿泊旅行統計調査によると、我が国における延べ宿泊者数は、2025年まで続いていた増加傾向が一服する結果となりましたが、依然として活況を呈しております。

なお、不動産セキュリティトークン(ST)領域につきましては、ロードスター証券(株)がST0の新規案件の有価証券届出書を7月16日に提出し、8月1日より販売を開始しております。

②財政状態

(資産)

当中間連結会計期間末の総資産は131,775百万円(前連結会計年度末比6.2%増)となりました。主な要因は、販売用不動産の取得によるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は95,534百万円(同4.8%増)となりました。主な要因は、販売用不動産の取得に伴う借入金の増加によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は36,240百万円(同10.0%増)となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益による利益剰余金の増加、及び配当による利益剰余金の減少によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,281百万円増加し、15,870百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において営業活動により使用した資金は2,611百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益6,777百万円により資金が増加した一方、物件仕入の先行投資が順調に推移したことによる販売用不動産の増加額6,857百万円、営業貸付金の増加額2,306百万円及び法人税等の支払額2,140百万円等により資金が減少したことによるものであります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において投資活動により使用した資金は149百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が133百万円となったことによるものであります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動により得られた資金は4,042百万円となりました。これは主に、物件仕入に伴う長期借入れによる収入が18,390百万円、物件売却に伴う長期借入金の返済による支出が12,808百万円、配当金の支払による支出が1,448百万円となったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,444,000	21,444,000	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	21,444,000	21,444,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第12回新株予約権

決議年月日	2026年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員及び当社子会社従業員 78
新株予約権の数(個) (注)1	614
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容、及び数(株) (注)1,2	普通株式 307,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1,3	2,950
新株予約権の行使期間 (注)1	自 2029年3月28日 至 2036年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1,7	発行価格 2,950 資本組入額 1,475
新株予約権の行使の条件 (注)1	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)1	(注)8
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)1	(注)5

(注)1. 新株予約権の割当日(2026年4月13日)における内容を記載しております。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整されるものとする。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役(法改正によりこれらに類する地位が生じた場合はそれも含む。)又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職によりいずれの地位にも該当しなくなった場合については、その地位に該当しなくなった時点から2年を経過した日又は上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日のいずれか早く到来する日において、新株予約権者は、未行使の本新株予約権全部を喪失するものとする。また、その他の理由に基づき当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合について、新株予約権を行使する権利を保持することに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。)に限りこれを行行使することができる。共同相続の場合は、共同相続人全員の協議によって定める代表者1名によって、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。)においてこれを行行使することができるものとする。なお、その相続人が死亡した場合、本新株予約権の再度の相続はできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由
下記「6.新株予約権の取得の条件」に準じて定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
6. 新株予約権の取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 本新株予約権取得者が本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は無償にてこれを取得することができる。
7. 新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金及び資本準備金への組入額はありません。
8. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

第11回新株予約権

決議年月日	2026年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の数(個)(注)1	160
新株予約権の目的となる株式の種類、内容、及び数(株)(注)1,2	普通株式 80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1,3	2,950
新株予約権の行使期間(注)1	自 2029年3月28日 至 2036年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1,7	発行価格 2,994.10 資本組入額 1,497.05
新株予約権の行使の条件(注)1	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)1	(注)8
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)1	(注)5

(注)1. 新株予約権の割当日(2026年4月13日)における内容を記載しております。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整されるものとする。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、本新株予約権の発行後、剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。))を実施した場合には、その都度、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (\text{時価} - \text{配当額}) \div \text{時価}$$

「時価」とは、直前の剰余金の配当に係る基準日に先立つ30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の1株当たりの終値の平均値とする。この場合、終値のない日は30取引日の計算において含まず、また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。

(イ)「配当額」とは、剰余金の配当を行った場合の、当社普通株式1株当たりの配当の額をいう。

(ロ) 本号によって算出された調整後行使価額は、対象となる剰余金の配当に係る会社法第454条又は第459条に定める決議が行われた日の属する月の翌月1日よりこれを適用する。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日から末日までのある暦月において、各取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)が一度でも当該時点における本新株予約権の行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - (イ) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (ロ) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (ハ) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (ニ) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為を行った場合
- (2) 自2028年12月期至2036年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同じ。)における税金等調整前当期純利益(または税引前当期純利益)が200億円以上を達成した場合に限り、本新株予約権を行使する事ができる。ただし、適用される会計基準の変更や当社グループの業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会において判断した場合には、当社は合理的な範囲で当該企業買収等の影響を排除し、判定に用いる実績数値の調整を行うものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき指標の概念又は計算期間に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標又は計算期間を取締役会で定めるものとする。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役(法改正によりこれらに類する地位が生じた場合はそれも含む。)または従業員のいずれの地位にも該当しなくなった場合、その時点において未行使の全ての本新株予約権を行使する権利を喪失する。ただし、「8. 新株予約権の譲渡に関する事項」記載内容が優先して適用される。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由

下記「6.新株予約権の取得の条件」に準じて定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

6.新株予約権の取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画・分割契約について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権取得者が本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は無償にてこれを取得することができる。

7. 新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金及び資本準備金への組入額はありせん。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。ただし、本新株予約権に付された強制行使条項の実効性を確保するため、本新株予約権者は、本新株予約権を放棄してはならず、また、当社又は当社関係会社の役職員の地位を喪失した後も、当該強制行使条項は引き続き適用されるものとし、当社は、当該強制行使条項の実効性を害することとなる本新株予約権の任意取得を行わないものとする。なお、当社と新株予約権を有することとなる者との間で締結する「新株予約権割当契約書」(以下「本割当契約」という。)または本要領にて定められていない事項が発生した場合、当該事項への対応については当社の取締役会にて決定するものとする。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2026年1月 1日～ 2026年6月30日	-	21,444,000	-	1,402	-	1,392

(5) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
岩野 達志	東京都港区	3,437	20.32
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	1,601	9.46
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	963	5.69
キャピタルジェネレーション株式会 社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエアウエストタ ワー20階	720	4.26
Renren Lianhe Holdings (常任代理人 みずほ証券株式会社)	PO BOX 309, UGLAND HOUSE, GRAND CAYMAN, KY1-1104, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区大手町1丁目5番1号)	579	3.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号)	451	2.67
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	391	2.31
久保 直之	東京都江東区	329	1.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	AIB INTERNATIONAL CENTREP.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都港区港南2丁目15番1号)	310	1.83
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS-FULL TAX (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	5, ALLEE SCHEFFER L-2520 LUXEMBOURG, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	253	1.50
計	—	9,039	53.45

(注)1. 上記のほか、当社所有の自己株式4,533千株があります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数は
全て信託業務に係る株式であります。

3. 2026年7月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、三井住友DSアセットマネ
ジメント株式会社が2026年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年6
月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更
報告書（特例対象株券等）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除 く。)の総数に対する所有 株式数の割合(%)
三井住友DSアセットマネ ジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目 17番1号 虎ノ門ヒルズビ ジネスタワー26階	1,296	6.05

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,533,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,891,500	168,915	—
単元未満株式	普通株式 19,400	—	—
発行済株式総数	21,444,000	—	—
総株主の議決権	—	168,915	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式1株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ロードスターキャピタル 株式会社	東京都中央区銀座 一丁目9番13号	4,533,100	—	4,533,100	21.13
計	—	4,533,100	—	4,533,100	21.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,589	15,870
営業貸付金	9,272	11,578
販売用不動産	92,568	98,681
預け金	3,416	1,573
その他	1,088	764
流動資産合計	120,934	128,468
固定資産		
有形固定資産	248	366
無形固定資産	1,105	1,043
投資その他の資産	1,779	1,898
固定資産合計	3,134	3,307
資産合計	124,068	131,775
負債の部		
流動負債		
短期借入金	533	613
1年内返済予定の長期借入金	10,581	3,131
未払法人税等	2,224	2,264
賞与引当金	-	139
預り金	3,426	2,841
その他	2,645	1,035
流動負債合計	19,410	10,025
固定負債		
長期借入金	58,537	71,568
匿名組合出資預り金	11,141	12,199
その他	2,035	1,741
固定負債合計	71,714	85,509
負債合計	91,125	95,534
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,402	1,402
資本剰余金	2,062	2,132
利益剰余金	31,699	34,840
自己株式	△2,651	△2,610
株主資本合計	32,513	35,764
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△91	△73
その他の包括利益累計額合計	△91	△73
新株予約権	504	549
非支配株主持分	16	1
純資産合計	32,943	36,240
負債純資産合計	124,068	131,775

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日)
売上高	20,797	28,293
売上原価	12,182	19,008
売上総利益	8,615	9,284
販売費及び一般管理費	※ 1,071	※ 1,397
営業利益	7,544	7,887
営業外収益		
デリバティブ評価益	102	99
その他	8	49
営業外収益合計	111	148
営業外費用		
支払利息	592	749
支払手数料	166	214
その他	6	10
営業外費用合計	765	974
経常利益	6,889	7,061
匿名組合損益分配前税金等調整前中間純利益	6,889	7,061
匿名組合損益分配額	261	284
税金等調整前中間純利益	6,628	6,777
法人税、住民税及び事業税	2,217	2,171
法人税等調整額	△118	18
法人税等合計	2,099	2,189
中間純利益	4,528	4,587
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失（△）	0	△1
親会社株主に帰属する中間純利益	4,528	4,589

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	4,528	4,587
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△34	17
その他の包括利益合計	△34	17
中間包括利益	4,494	4,604
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,494	4,606
非支配株主に係る中間包括利益	0	△1

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,628	6,777
減価償却費	725	764
のれん償却額	-	75
支払利息	592	749
支払手数料	165	212
デリバティブ評価損益 (△は益)	△96	△93
株式報酬費用	154	96
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△2,790	△2,306
販売用不動産の増減額 (△は増加)	△14,192	△6,857
匿名組合出資預り金の増減額 (△は減少)	1,362	1,057
前渡金の増減額 (△は増加)	-	208
預り金の増減額 (△は減少)	36	△584
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△110	△108
契約負債の増減額 (△は減少)	△750	△790
未収入金の増減額 (△は増加)	190	94
預け金の増減額 (△は増加)	△1,326	1,843
賞与引当金の増減額 (△は減少)	124	139
未払又は未収消費税等の増減額	798	△694
預り保証金の増減額 (△は減少)	614	△293
その他	136	△30
小計	△7,737	258
利息及び配当金の受取額	1	10
利息の支払額	△695	△741
法人税等の支払額	△2,267	△2,140
保険金の受取額	2	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△10,696	△2,611
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1	△133
無形固定資産の取得による支出	-	△14
投資有価証券の取得による支出	-	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1	△149
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,071	80
長期借入れによる収入	20,350	18,390
長期借入金の返済による支出	△7,924	△12,808
融資関連費用に係る支出	△165	△212
配当金の支払額	△1,159	△1,448
自己株式の処分による収入	55	39
その他	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,085	4,042
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△613	1,281
現金及び現金同等物の期首残高	12,653	14,589
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 12,040	※ 15,870

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
当座貸越極度額	1,000百万円	1,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,000	1,000

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	275百万円	359百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	12,040百万円	15,870百万円
現金及び現金同等物	12,040	15,870

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 3月27日 定時株主総会	普通株式	1,159	70.0	2024年 12月31日	2025年 3月28日	利益剰余金

II 当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 3月27日 定時株主総会	普通株式	1,448	86.0	2025年 12月31日	2026年 3月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、不動産関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

借入金は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

財又はサービスの種類別

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	不動産関連事業						
	コーポレート ファンディング (不動産投資)	コーポレート ファンディング (不動産賃貸)	コーポレート ファンディング (ホテル運営)	アセット マネジメント	クラウド ファンディング	その他	
顧客との契約から 生じる収益	16,300	97	2,111	331	—	5	18,845
その他の収益(注)	—	1,557	—	—	387	7	1,952
外部顧客への 売上高	16,300	1,655	2,111	331	387	12	20,797

(注) 「その他の収益」には、主に、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

財又はサービスの種類別

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	不動産関連事業						
	コーポレート ファンディング (不動産投資)	コーポレート ファンディング (不動産賃貸)	コーポレート ファンディング (ホテル運営)	アセット マネジメント	クラウド ファンディング	その他	
顧客との契約から 生じる収益	23,460	103	2,103	450	—	5	26,122
その他の収益(注)	—	1,723	—	—	441	6	2,171
外部顧客への 売上高	23,460	1,826	2,103	450	441	11	28,293

(注) 「その他の収益」には、主に、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日)
(1)1株当たり中間純利益金額	227円78銭	226円58銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	4,528	4,589
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額(百万円)	4,528	4,589
普通株式の期中平均株式数(株)	19,883,261	20,253,312
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	223円34銭	223円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	394,713	248,684
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	第11回新株予約権 160個 (普通株式 96,000株) 第12回新株予約権 600個 (普通株式 360,000株)

(注) 当社は2026年7月1日付で普通株式1株につき、普通株式0.2株の割合にて当社保有の自己株式を無償で割り当てています。1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前連結会計年度の期首に当該株式割当が行われたと仮定して、算定しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の無償割当)

当社は、2026年6月12日開催の取締役会において決議し、会社法第185条の規定に基づき、2026年7月1日付で株式無償割当を行っております。

1. 株式無償割当の目的

当社株式の流動性を高めるとともに、当社保有の自己株式を有効活用して株主の皆様へ還元することを目的としております。

2. 株式無償割当の概要

(1) 無償割当の方法

2026年6月30日(火)を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式1株につき、普通株式0.2株の割合にて自己株式を無償で割り当てております。

(2) 無償割当により交付する株式の状況

① 無償割当前の発行済株式数	21,444,000株
② 無償割当を行わない自己株式の数	4,533,101株
③ 無償割当に際して交付する自己株式の総数	3,382,179株
④ 無償割当後の発行済株式数	21,444,000株

3. 無償割当の日程

- (1) 基準日公告日 2026年6月16日(火)
- (2) 基準日 2026年6月30日(火)
- (3) 効力発生日 2026年7月 1日(水)

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月6日

ロードスターキャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陶江 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中居 仁良

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているロードスターキャピタル株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロードスターキャピタル株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付

ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。